

フランスにおける恩赦の法制史的研究（七）

福田 真 希

はじめに

(一) 恩赦とは何か

(二) 恩赦の研究史

第一章 古代ローマから中世にかけての恩赦

(一) 古代ローマにおける恩赦

(二) 中世の恩赦

(三) 正義と慈悲の対立？

第二章 アンシャン・レジーム期の恩赦

第一節 王令における恩赦

(一) 一六七〇年刑事王令のテキストの問題

(二) 一六七〇年刑事王令における恩赦

(三) 恩赦獲得までの手続き

(以上第二三六号)

(四) すべての慈悲は王より来る

第二節 神の赦しから王の恩赦へ

(一) 冤罪と恩赦

(二) 儀礼と恩赦

(三) ジャン・ボダン『国家論』における恩赦

第三節 フランス王国の形成と恩赦

(一) 恩赦権を与える国王

(二) 支配の道具としての恩赦

(三) 条件付きの恩赦

(四) 国王によらない恩赦

第三章 啓蒙の時代と恩赦

第一節 王権の翳りとパルルマン法院の抵抗

(一) パルルマン法院の建言と恩赦

(二) ラモワニヨンの改革における恩赦

第二節 恩赦廃止をめぐる対立とイデオロギー

(一) 恩赦不要・廃止論の登場

(二) 恩赦をめぐる言説の交錯

第三節 社会の変化と恩赦

(以上第二三七号)

(以上第二三八号)

(以上第二四〇号)

(一) 恩赦嘆願における変化

(二) 人々による恩赦権の篡奪

(三) 国王への「悪しき言説」と恩赦

第四章 フランス革命からナポレオン期にかけての恩赦

第一節 恩赦の廃止と復活

(一) 恩赦の廃止

(二) 恩赦復活の企て

(三) 恩赦の復活

(四) 恩赦の廃止と復権

第二節 恩赦制度の変化とイデオロギー

(一) 恩赦の廃止と王権

(二) 恩赦される国王

(三) 人民の恩赦から議会の恩赦へ

(四) 恩赦と君主制

第三節 新たな秩序の誕生と赦し

(一) 恩赦の廃止？

(二) 恩赦と大赦

(三) 革命を終わらせるための大赦とその失敗

(以上第二四一号)

(以上第二四二号)

(四) ボナパルト体制の成立と赦し

第五章 恩赦の近代史

第一節 法令に見る近代以降の恩赦

- (一) 憲法に規定される恩赦権
- (二) 一九世紀の恩赦手続き

第二節 一九世紀の恩赦をめぐる思想

- (一) 恩赦の脱君主化？

- (二) 刑事政策としての恩赦

第三節 政体の変遷と恩赦

おわりに

(以上本号)

(三) 革命を終わらせるための大赦とその失敗

一七九一年九月一四日、共和暦二年テルミドール一八日(一七九四年八月五日)、そして共和暦四年ブリュメール四日(一七九五年一〇月二六日)に行われた大赦は、革命を終わらせることを目的としていた。したがって、これらの大赦は、新しい時代の始まりを意図していた。アレントによれば、始まりというのはそれ自体神であり、新たな原理の形成であった。¹⁰⁾ それゆえに、革命議会は「神の権利」である赦しを用いて、新たな原理からなる、新たな始まりを宣言したのである。つまり、これらの大赦は、その時々政府が、どのような形で革命中の暴力を清算し、どのようにして新たな秩序を作り上げようとしていたのかを映し出している。しかしながら、

実際には、これらの大赦により革命が終わることはなかった。それはなぜだったのだろうか。ここでは、前述の三回の大赦について考察することにより、その時の権力がどのような秩序を望み、また、なぜその秩序を構築することに失敗したのかを考えてみたい。

一七九一年の大赦は、国王により、憲法の受け入れと引き換えに提案された。彼は、九月一三日の議会への親書の中で、憲法の制定により革命が終結し、「一般的和解」が成立することを「すべてのフランス人の国王」として求めた。したがって、この大赦は立憲君主制の成立を意味している。しかしながら、国王によれば、憲法の完成にもかかわらず、最近の出版の濫用により、法律の権威は弱まる一方であった。ゆえに、法律への敬意を取り戻し、秩序を再建させ、すべての市民を結合させなければならない。国王にとって、自由な発言は無秩序の元凶であり、法律の支配とは相容れなかった。彼は、無秩序に立ち向かうためには、すべての人々の意見がひとつにまとまる必要があると考えていたのである。さらに国王は、法律を完全に執行するためには、過去の忘却が必要であると述べる。この忘却を通じて、意見の氾濫により違法行為に誘い込まれた人々に、国王がすべてのフランス人のものであることを示し、法律の権威を取り戻すのである。⁽⁴⁾ こうして、革命にかんするすべての刑事手続きの停止が決定されたのであった。⁽⁵⁾

この大赦は国王の勝利を意味しているように見える。その理由は二つある。まず、ヴァーニツヒによれば、この大赦は、六月二二日に起きた国王のヴァレンヌ逃亡の事実の読みかえを意味したからである。⁽⁴⁾ ラファイエットにより提案された大赦法の原案には、国王の逃亡を「国王の出発」と表現する箇所があったが、それでも、この案は歓声をもって採択された。⁽⁵⁾ というのも、この大赦は国王だけでなく、議会にとっても無益なものではなかったからである。国王の逃亡についてお茶を濁すことは、右派だけでなく、議会の分裂を恐れる左派にとっても好

都合であった。⁽⁶⁾次に、この大赦が国王に有利であったように思われるのは、法文の中に、アンシャン・レジームの恩赦の中で、国王の自由が最も広範に認められていた、「罪刑消滅」の語が用いられていたからである。司法大臣も、国王委員への書簡の中で、この大赦のことを罪刑消滅と呼んでいる。さらに大臣は、一七九一年一〇月二九日付の各裁判所への通達で、大赦を「恩赦」と表現した。しかも、当時の司法大臣は、六月に恩赦の廃止を主張したデュポールその人だった。

たしかに、デュポールは恩赦の復活の可能性を認めていた。また、この通達においても、「かつての状態から自由な状態への急激な移行」には、激しい混乱と無秩序が必然的に伴われると述べたうえで、「罪人の数と状況の性質が、社会にとって身体刑の恐ろしさを不処罰よりも有害とする場合には」社会の利益は恩赦にあるとしている。「仁慈が法律への愛と敬意を取り戻させることができる時……それは公共善の偉大なる法律によって命じられる」のである。デュポールは、大赦法の前文を引用して、この大赦は「愛国心、友愛、君主への愛着という共通感情のなかに」それまでの軋轢を解消するために行われると述べる。また、彼によれば、その精神は「落ち着きと平和を蘇らせ、過去の不和を思い出になるまで鎮め、偉大なる仁慈の行為により、法律の支配がはじまった時 (Les premiers moments) を知らしめること」である。そして、この大赦により「一般的忘却の範」を示すのは、国王なのである。⁽⁷⁾さらに、陸軍大臣は、この大赦が国王の「新たな仁慈のしるし」であると述べた。⁽⁸⁾したがって、大臣たちの間では、この大赦が、事実上国王の恩赦であるという認識が共有されていたと考えられる。

しかしながら、実際に大赦法の適用を判断していたのは、国王政府ではなく各地の裁判所であった。また、大赦法の内容は曖昧であったうえ、当時裁判官は法令の解釈を禁止されており、不明な点は立法府に照会しなければならなかった。そのため、執行にばらつきが生じ、議会では大赦にかんする議論が何度も行われた。⁽⁹⁾また、地

方からは、議会に向けて大赦の執行の遅滞を訴える陳情がなされた。⁽¹⁰⁾ 大赦が新たな秩序の誕生を告げるセレモニーとなるためには、同時に、かつ大規模に行われなければならない。こうして、一七九一年の大赦は、革命の終焉をもたらすことに失敗したのである。

付け加えておくと、別の大赦の提案の時ではあるが、一七九二年二月八日、ラキユエは、恩赦の権利とは議会に「委任された中で最も美しい権利」であると述べた。⁽¹¹⁾ したがって、この大赦が目指した「一般的和解」は、それを行う者たちのレヴェルで、すでに崩壊していたのである。

執行段階での合意の欠如や、法令の曖昧さといった問題は、共和暦二年の大赦にも共通して見られる。この大赦は、テルミドール九日（七月二十七日）のクーデタにより、ロベスピエールが失脚したことを受けて行われた。

大赦に際し、国民公会は、囚人の逮捕の理由を、本人やその両親などに明示することで、公平性をアピールしようとした。こうして、「真の忠実なジャコバン」による「テルミドール派」国民公会は、新たなスタートをきるはずであった。⁽¹²⁾

この大赦法は、条文を見る限りでは、一部を除くすべての囚人を解放しようと思われる。⁽¹³⁾ しかしながら、実際はそうではなかった。というのも、釈放にはジャコバン・クラブへの嘆願が必要であり、その可否の決定は、各委員会の構成員個人の干渉を通じ、きわめて混乱した形で行われたからである。⁽¹⁴⁾ テルミドール派国民公会は、大赦により、自分たちの友人や親戚を解放する一方で、恐怖政治を進めた人々を厳しく排除した。彼らは、恐怖政治期の国民公会との断絶を明らかにすることによって、初めてその正当性を主張することができたからである。こうして、恐怖政治の担い手たちは「テロリスト」と呼ばれ、革命裁判所で裁かれた結果、ギロチンに送られた。クーデタ後、「正義を議題に」がスローガンとして叫ばれたが、それは、ロベスピエールらの率いたかつ

ての議会への復讐と一体をなしていた。したがって、この大赦は和解ではなかった。恐怖政治の被害者にたいする「正義」と恐怖政治への「復讐」、それが、この時の大赦の描いていた新たな秩序であったのである。⁽¹⁵⁾

ところが、この狙いは地方にも共有されていたわけではなかった。たとえば、南仏のマルセイユやモントーバンのジャコバン・クラブは、ロベスピエール失脚のニュースを受けた数日後、パリに委員を派遣し、貴族や穏健派が不処罰の利益を得ることのないよう求めた。さらに、翌月のフリユクティドール三日（八月二〇日）には、サヴォワ県のシャンベリのクラブが、革命政府の継続を求めてパリのクラブに宛てた請願の写しを印刷して、各地のクラブに回し始めた。そして、最終的には二〇〇ヶ所のクラブがこの大赦に懸念を示した。

ただ、各地のクラブは大赦それぞれ自体に異議を唱えていたわけではない。フリユクティドール四日（八月二二日）に作成されたマルセイユのクラブの嘆願によれば、彼らは、釈放された者の名簿が作成されておらず、反革命派まで釈放された可能性があることを問題視していたのである。⁽¹⁶⁾ 釈放者名簿の作成は、パリでも、マラルメにより、テルミドール二三日（八月一〇日）に要求されていた。この要求は、一度は反故にされたが、フリユクティドール七日（八月二四日）に再び議論上げられている。彼によれば、名簿の作成されていないこの大赦は、アリストクラシーと穏健派の勝利であった。⁽¹⁷⁾ 結局、大赦に異議を唱えた人々にとって、今回の大赦は、一部の「愛国者」の見てくれを被って、ロベスピエール主義の被害者だったと言い張る者」を逃がしているに過ぎなかったのである。⁽¹⁸⁾

ところが、この失敗の後も、国民公会はその政策を変更することはなかった。共和暦三年ヴァントーズ五日（二七九五年二月三三日）の法律がテロリストらの居住地を定め、ジェルミナル二一日（四月一〇日）の法律が彼らの武装を解除したため、人々は、事実上自由に復讐できるようになった。彼らはテロリストたちが捕われて

いる監獄を襲いさへした。⁽⁹⁾ こうして、命からがら逃れたテロリストたちは、パリなどの大都市に集結した。

一方、ちょうどこの頃、革命発生以後国外へ亡命していた貴族たちが帰国を始めた。⁽¹⁰⁾ そして、パリでは、恐怖政治を憎む人々が王党派に近づいていった。王党派は徐々に力をつけ、共和暦四年ヴァンデミエール二三日（一月五日）、ついに反乱をおこし、国民公会を包囲した。反乱は、ナポレオン・ボナパルトにより、その日のうちにほぼ鎮圧されたが、その勝利には、テロリストたちの協力が大きくかかわっていた。そのため、テルミドール派国民公会による政策は、ここで大きく変化した。これ以降、対立の構図は「国民公会＋テロリスト」対「王党派」となるのである。

共和暦四年の大赦は、このような構図において行われた。ただ、構想の段階では、すべてのフランス人の和解が目指されていたようである。大赦を提案したボーダン（11）は、この大赦が、宗教的セクトを含むすべての党派に認められるべきであると考えていた。たしかに、彼もまた、ヴァンデミエール一三日の反乱などで国民公会が包囲されたことなどについて、王党派を批判した。しかしながら、彼は法律がすべての人に同じように適用されることを望んだ。また、死によって彼らの罪を償わせても、家族の怒りをおさるだけで、憎悪の連鎖が止まらなくなるし、厳罰は新たな抵抗を生むだけであると言った。すると、政府が強化されるどころか、公共の安全も危うくなる。結局、刑罰を手加減なしで与えるべきなのは平和な時だけで、このような混乱の時期に必要なのは赦しなのである。⁽¹²⁾

ボーダンにとつて、この大赦は革命を終わらせるために不可欠であった。また、この大赦は、新憲法の制定と新議会の発足による、新しい秩序の形成と結びついていた。⁽¹³⁾ 新しい議会の三分の二は現職から選出され、安定を維持することで、憲法を確実に適用することが目指された。このことを定めたのが、いわゆる「三分の二法」

であった。そして、大赦、憲法、三分の二法は、ボーダンその人においてひとつをなす。彼は、憲法を起草した一人委員会のメンバーの一人であり、さらに、「三分の二法」を「革命を終わらせるため」の方法として提案していたのである。⁽³⁾

ところで、この大赦法は、もうひとつの「新たな始まり」を規定している。というのも、この大赦法の第一条は、死刑の廃止を定めていたからである。死刑の廃止はおそらく、革命の終焉を象徴づけるためのセレモニーという意味で、大赦とひとつをなしているだろう。つまり、人々に忘却を与えることで、国内の政治的対立を收拾し、革命の終焉と新たな国家の誕生を宣言するとともに、憎しみの連鎖の元凶となっていた死刑を廃止することで、それを象徴づけるのである。そこで、彼は革命広場をコンコルド広場の名に、広場に至る道を革命通りの名に改めることを提案する。革命はコンコルド（和合）へと向かっていくのである。そして、この、多くの人々が血を流した和合の広場で、恐怖政治の象徴であるギロチンを、朝日が昇るとともに焼くのだと彼は考えていた。⁽⁴⁾

しかし、この死刑廃止のセレモニーに賛成を表明したのは、フィリップ・ド・ヴィルタダ一人だけであった。翌日の議論でも、死刑を即座に、また、無条件的に廃止することを支持したのは、シェニエのみであった。さらに、ボーダンの寛容それ自体も、議会の面々には受け入れられなかった。結局、大赦の範囲には制約が加えられ、ヴァンデミエール一三日の蜂起にかかわった人々や亡命貴族は除外された。そのうえ、死刑廃止も「一般的平和」まで持ち越されることになったのである。⁽⁵⁾

実は、ボーダンが大赦を提案したその日、国民公会は、ヴァンデミエール一三日の蜂起に参加した者、亡命貴族、王党派、宣誓拒否僧、亡命貴族の家族に追放を命ずる法律を制定していた。したがって、ボーダンの理想が受け入れられるはずはなかった。結局、国民公会は新たな「敵」を創設することなしに、かつての「敵」を受け

入れることはできなかったのである。

さらに、今回の大赦も、全国で一斉に執行されたというわけではなかった。しかも、マルセイユやトゥロンでは、この大赦自体が無視された。そして、翌年には「総裁政府の恐怖政治」と呼ばれる、亡命貴族や宣誓拒否僧を主なターゲットとする弾圧が繰り返されることになるのである。²⁰⁾

結局、大赦により革命を終わらせることはできなかった。大赦によりそれまでの混乱を清算するためには、目指される秩序にたいする確信の共有と、それを正当化する一体感が必要であったのである。むしろ、革命を終わらせるための大赦は、革命を新たな形で「継続」させるために与えられていたのかもしれない。すなわち、大赦をあえて行うという能動的な行為により革命を忘れ去ることはできない。²¹⁾ これらの大赦は、革命による傷を清算するためではなく、過去の傷を忘れようと呼びかけることにより、その傷を代償として達成された「革命の成果」を記念するための行為だったのである。

（四）ボナパルト体制の成立と赦し

革命議会だけでなく、ボナパルトも大赦を行っている。恩赦復活直前の共和暦一〇年フロレアル六日（一八〇二年四月二六日）、亡命貴族にたいし大赦を行うとの元老院議決がなされたのである。これにより、共和暦一一年の初日（一八〇二年九月二三日）までに帰国し、政府への忠誠を誓った亡命貴族は、赦しを与えられた。²²⁾

この大赦は「事物の現在の状態により、正義により、国益により、憲法の精神に合致する点において命じられ」た。かつて、国内が分裂し、さらに、歴史上例を見ないほどの戦争をヨーロッパ全体と行っていた頃には、亡命貴族は厳しく排除されていた。しかし、戦争が終結した今、国内を統合して平和を固めなければならない。

それは、「フランス人を集め、家族を安定させ、長い革命と不可分の諸悪を忘れさせることができるあらゆること」により行われる。また、その最も効果的な方法は、法律の厳しさを緩和することと、亡命貴族リストからの名前の削除を確実に、遅滞なく行うことである。以上の理由により大赦は行われるが、これは「常に犯罪者よりも道に迷っている、最も多くの人々には恩恵となり、大罪人には、亡命貴族リストに決定的にとどめることによって、処罰を下す」。つまり、この大赦は、革命により祖国を追われた貴族たちを、ボナパルトの秩序に組み込まれるという条件の下、フランスに帰還させることで、革命とは一線を画したボナパルト体制を作りあげようとしていると、言うことができるだろう。

さらに、恩赦の復活以前から、彼は、法律をかくくぐるようにして、事実上の恩赦を行っていた。テイエールによれば、一八〇〇年一月、ふくろう党員フロツテの逮捕の知らせがパリに伝わったとき、多くの嘆願者が第一執政を取り囲み、「恩赦に相当する手続きの停止を得た」(強調は引用者)⁽³⁾。それだけでなく、彼は実際に恩赦を行っていたようである。恩赦復活直前の、共和暦一〇年ヴァンデミエール二〇日(一八〇一年一〇月二二日)の通達は、恩赦嘆願により判決の執行は妨げられないと規定したのである。

恩赦復活後は、共和暦一二年ヴァンデミエール一九日(一八〇三年一〇月二二日)に、六ヶ月ごとに、陸軍大臣の派遣した検査官が、各作業所(atelier)から恩赦に値する人物を担当大臣に報告し、大臣が第一執政に報告するとのデクレが定められた。⁽⁴⁾ この法律は、共和暦一四年フリメール一六日(一八〇五年二月七日)に適用された。ここから、皇帝は恩赦権の法的根拠をもっていないにもかかわらず、実際に恩赦を行っていたことがわかる。そのうえ、共和暦一三年メシドル一三日(一八〇五年七月二日)には、恩赦嘆願により判決の執行を停止することはできないとの通達が出された。さらに、一八〇七年一月三日には、コンセイユ・デタが、恩赦は罰金

の消滅をも導くとの意見を出し、二五日には、恩赦の決定の前に支払われた罰金を返還することはできないと述べた。そして、一八一〇年一月三〇日には、破棄院判決により、恩赦は再審請求の妨げにはならないことが宣言された。⁽⁸¹⁾

それだけでなく、ナポレオンは、恩赦の概念を拡大しさえした。共和暦一三年ブリュヴィオーズ一七日（二八〇五年二月六日）の破棄院判決によれば、当時、執行猶予は恩赦の一種とされていたのである。この判決は、原審で、裁判官により執行猶予が言い渡されたとともに、恩赦嘆願が勧められたことを問題としている。破棄院によれば、執行猶予は「恩赦を行う権利の第一の行為」であり、裁判所にそれを行う権限はないのであった。⁽⁸²⁾ ナポレオンは、広範な恩赦権を当然のように行使する一方で、恩赦を自らの正当化のためにも用いていたようである。このことは、当時の恩赦状から見て取ることができるだろう。ここで、一八〇六年八月九日にジャンヌ・ラコンブに与えられた恩赦状を見てみよう。⁽⁸³⁾

この時の書状は、一見すると、それ以前のものとは大きく異なっているように思われる。文面は、以前に比べてかなり簡略化され、ほとんどの部分が定型句からなっている。さらに、これらの部分はすべて活字化されており、受益者の名前などを空欄に記入するだけで書状が完成するようになっていた。用紙にも違いがあり、それ以前には、一枚の紙を二つに折って冊子状にしたものもあったが、この頃の恩赦状は、A3サイズの用紙を折らずにそのまま用いている。また、アンシャン・レジームの書状は、大きさにばらつきがあったが、それでも、管見の限りでは、これほど大きなものは一般的ではなかったように思われるのである。

ところが、書状の中身をよく見てみると、定型句の一部に、アンシャン・レジームの名残を見つけることができる。たとえば、恩赦状の書き出しには、「ナポレオン、神の恩寵と帝国の諸憲法によりてフランス人の皇帝

なり」という、革命期に国王により交付された恩赦状とよく似た言い回しが用いられている。それに続いて、一八〇六年の書状は、「朕はビエール・グルローの妻で、三〇歳の、ボルドーの下宿屋のおかみで、共和暦九年ブリュメール一五日の貴院の判決により、家事使用人による窃盗の共犯の罪で懲役八年の有罪判決を言い渡され、ボルドーの監獄に収監されていた、ジャンヌ・ラコンブの、朕の恩赦状を得るための嘆願を受けた」と記しているが、「朕は…の嘆願を受けた」という形式や、嘆願者の名前に身分や職業などの情報も併せて明記されている点は、アンシャン・レジームと共通している。書状の後半には、アンシャン・レジーム以来用いられてきた「法律の厳しさよりも慈悲を好むことを望み」という言葉も見られる。これより、ナポレオンは、かつての国王たちの恩赦を模倣していたと考えることができる。

このことは、恩赦状の後半に簡単に記されている、恩赦の決定から法廷における書状の授与までの手続きにも見て取ることができる。一八〇六年の書状によれば、コンセイユ・プリヴェでの議論を経て完成した恩赦状は、帝国の玉璽を押され、三日以内に裁判所に提示される。その後、受益者は公開の法廷において、直立かつ脱帽した状態で、書状の読上げを聞かなければならない。アンシャン・レジームにおいては、恩赦は国王国務会議での報告を経て決定され、完成した書状は、公開の法廷で認可されなければならない。また、書状の後半に、このような手続きについて書かれていること自体、アンシャン・レジームの書状に倣っていると言えるだろう。

しかし、以上に述べたことは、単なるアンシャン・レジームへの回帰を意味するわけではない。恩赦を嘆願する際、人々は彼を「皇帝かつ国王」と呼んだが、彼自身は、革命の子とも名乗っていたのである。したがって、たしかに、ナポレオン・ボナパルトは、神の権利である赦しを用いて、自らの支配に正当性を与えようとしたが、

彼は、かつての国王たちのように「いとキリスト教的な、神としての王」になろうとしていたわけではなかったのである。ボナパルトが求めた「神」とは、市民宗教としての民法典であった。民法典をはじめとする、フランスの再組織化のために行われた功績こそが、彼にとつての栄光のよりどころだったのである。⁽⁵⁾そして彼は、ルソーが理想とした、卓越した知性をもつ立法者として、神の権威に裏打ちされた法律の権威を用いて新たな社会を作り、そのことにより、自らを権威づけようとしたのである。⁽⁶⁾

注

- (1) Arendt, Hanna, *On Revolution*, Harmondsworth, 1990, p. 213. ハンナ・アレント『革命について』清水速雄訳、合同出版、一九六八年、二七四ページ。
- (2) *Archives Parlementaires, de 1787 à 1860. 1ère série, 1787 à 1799. recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises*, t. 30, Paris 1888; réimpression, Nendeln, 1969, pp. 620-621.
- (3) 一七九一年九月一四日の大赦法 (抄訳)

国民議会は、フランス革命の目的は帝国に憲法をもたらすことであり、それゆえに憲法が完成され、国王に受け入れられた瞬間に革命は終了すべきと考え、

それ以降は、憲法上の諸機関と法律に抵抗することは有罪である一方、国民の意思が未だ一般的に認知されておらず、公式に宣言されていかなかった時に、この意思に向けられていた反対の跡を忘れることこそフランス国民にふさわしく、さらに、愛国心、友愛、そしてこの一般的忘却の範をお示しになった君主への愛着という共通感情のなかにあらゆる軋轢を消失させる時がついに来

説
たと考え、以下のように定める。

論

第一条 いかなる事が対象となりえたとしても、革命にかかわる事実にかんして行われたあらゆる訴訟手続き、およびそのような手続きに基づいて生じたすべての判決は不可逆的に消滅する。

第二条 すべての警察官および裁判官は、前条に記載された事実にたいしいかなる手続きを開始することも、今後開始される手続きを続行することもできない。

第三条 国王は、司法大臣に命令を与え、この罪刑消滅に含まれる手続きや判決の、国王委員により証印を押された一覧表を、各裁判所の裁判官から送付させるよう懇願される。なお、大臣は前述の一覧表の引き渡しを立法院に証明する。

第四条 (省略)
第五条 (省略)

(Duvergier, J.-B. (ed.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'État*, Paris, t. 3, 1824, pp. 307-308. 東京大学社会科学研究所『一七九一年憲法の資料的研究』東京大学社会科学研究所、一九七二年、二〇四―二〇五ページも参照。)

- (4) Wahmich, Sophie, *Écrire l'histoire des violences politiques ou les amnistier*, dans *Une histoire politique de l'amnistie*, sous la direction de Sophie Wahmich, Paris, 2007, pp. 72-73.
- (5) *Archives Parlementaires*, t. 30, p. 621.
- (6) Martin, Jean-Clement, *La Révolution française, 1789-1799, une histoire socio-politique*, Paris, 2008, p. 137.
- (7) *Archives Parlementaires*, t. 35, pp. 101-102.

- (8) *Ibid.*, t. 34, p. 292.
- (9) *Ibid.*, t. 51, p. 23.
- (10) たとえば、*Ibid.*, t. 34, pp. 267-268を参照。
- (11) *Ibid.*, t. 38, p. 276.
- (12) Kennedy, Michael L., "The "Last Stand" of the Jacobin Clubs, *French Historical Studies*, v. 16, n. 2, 1989, p. 311.
- (13) 共和暦二年テルミドール一八日のデクレ
- 第一条 全国保安委員会は、一七九三年九月一七日の法律により示されていない理由により「反革命の」容疑者として身柄を拘束されているすべての市民を釈放する責任を負う。
- 第二条 共和国のすべての監視委員会もしくは革命委員会は、身柄を拘束されている者か、その両親もしくは友人に、逮捕理由の写しを渡さなければならぬ。
- 第三条 人民の代表者および公安委員会と全国保安委員会により発せられた逮捕状の理由も、同様に身柄を拘束されている者か、彼らの両親もしくは友人に伝達される。
- (Duvergier, *op. cit.*, t. 7, p. 295.)
- (14) Furet, et al., *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Paris, 1988, pp. 428-429. フランソワ・フェレ／モナ・オズーフ編『フランス革命事典3—人物II—』河野健二他監訳、みすず書房、一九九九年、一六一—一六二ページ。Baczko, Bronislaw, *Comment sortir de la Terreur: Thermidor et la Révolution*, Paris, 1989, p. 101.
- (15) Baczko, Bronislaw, *Politiques de la Révolution française*, Paris, 2008, pp. 168-169.

- (16) Kennedy, art. cit., pp. 313–315, 317.
- (17) Baczo, *Comment Sortir de la Terreur*, p. 103; Aulard, François Victor Alphonse, *La société des jacobins*, t. VI, Paris, 1897, réimpression, New York, 1973, pp. 374–375; Kennedy, art. cit., p. 317.
- (18) Aulard, *op. cit.*, p. 390.
- (19) Baczo, *Politiques de la Révolution*, pp. 217–226.
- (20) Baczo, Bronislaw, *Briser la guillotine. Une amnistie thermidorienne, Crime, Histoire & Société*, v. 8, 2004, p. 8.
- (21) *Moniteur Universel*, 8–9 brumaire, An 4.
- (22) Baczo, *Politiques de la Révolution*, pp. 240–241.
- (23) *Moniteur*, 6 fructidor, An 4.
- (24) Baczo, *Briser la guillotine*, pp. 20–21.
- (25) 共和暦四年ブリュメール四日のデクレ（抄訳）

第一条 一般的平和の公示の日をもって、フランス共和国において死刑は廃止される。

第二条 革命広場は今後コンコルド広場の名をもつ。この広場へ導く通りは革命通りの名をもつ。

第三条 国民公会は、本日から、純粹に革命にかかわる事実についてのすべての起訴もしくは逮捕の命令、執行された、もしくはされていないすべての逮捕状、すべての訴訟手続き、訴追、判決を消滅させる。これらの同じ事件に際して身柄を拘束された者は直ちに解放される。ただし、それは彼らにたいし先のヴァンデミエール一三日の陰謀にかかわる訴追事項が全くない場合に限られる。

第四条 革命のさなかに犯され、刑法典に規定されている犯罪は、それぞれにたいしてそこで言い渡されている刑罰をもって罰せられる。

第五条 あらゆる混合起訴 (*accusation mixte*)、すなわち革命にかかわる事実であると同時に刑法典に規定された犯罪でもある場合には、予審手続きおよび判決はこれらの「刑法典に定められた」犯罪にかんしてのみ行われる。

第六条 (省略)

第七条 (省略)

第八条 以下は完全に大赦から除外される。

- 一 ヴァンデミエールの陰謀の事実について欠席裁判で有罪判決を受けている者。
- 二 同じ陰謀について予審手続きが開始され、あるいは証拠が得られている者、もしくは証拠が後から得られそうな者。
- 三 国外追放されたもしくはそれを免れない聖職者。
- 四 偽のアッシニア紙幣および貨幣を製造した者。
- 五 共和国の領土に戻った、もしくはそうでない亡命貴族。

第九条 (省略)

(Duvergier, *op. cit.*, t. 8, pp. 540-541.)

(26) Brown, Howard, G., *Mythes et massacres: reconsidérer la «terreur directoriale»*, *Annales historiques de la Révolution française*, n. 325, 2001.

(27) Voir Ozouf, Mona, *L'école de la France. Essais sur la Révolution, l'utopie et l'enseignement*, Paris, 1984, p. 107.

(28) 共和暦一〇年フロレアル六日の元老院議決 (抄訳)

元老院は、「共和暦八年（一七九九年）」憲法第九〇条により規定される構成員の数「全体の三分の二」をもって招集され、

先のジェルミナル二六日の、共和国執政によりコンセイユ・デタに送られた亡命貴族に関係する大赦 (acte d'amnistie) の法案を含むコンセイユ・デタの審議録の抄本と、この法案にかんする、第一執政により承認されたコンセイユ・デタの意見で、大赦の法案が元老院に提出され議決の主題となるようにした意見に基づいて、

同様に、今月四日の、第一執政のアレテ、これにより三名のコンセイユ・デタ評定官が元老院に大赦の法案を提出しその理由を説明するために指名されたアレテに基づいて、

前述の法案のさまざまな規定を決定した理由について政府の代弁者の話を聞いた後、

この点について、今月四日の会議で指名された特別委員会により元老院になされた報告について審議を行い、

提案された方法は事物の現在の状態により、正義により、国益により、憲法の精神に合致する点において命じられると考へ、

また、亡命にかんする法律が出されたさまざまな時期、フランスは内部の分裂により引き裂かれ、ほぼ全ヨーロッパにたいして歴史上例を見ない戦争を継続しており、それが厳格な特別の規定を必要としていたと考へ、

今日平和が国外に成立したため、フランス人を集め、家族を安定させ、長い革命と不可分の諸悪を忘れさせることができるあらゆることによつて国内における平和を確かなものにするのが重要であることから、

法律の厳しさを緩和し、「亡命貴族リストからの」削除のために定められた諸形式の結果生じた不確実と遅延を止める方法よりも国内の平和をうまく固めるものはないことから、

この方法は、常に犯罪者よりも道に述つてゐる、最も多くの人々には恩恵となり、大罪人には、亡命貴族リストに決定的にとどめることによつて、処罰を下す大赦でしかありえないと考へ、

この大赦は、仁慈により着想されたが、それ自体において公正で、公安を保ち (tranquillisantes pour la sûreté publique)、また国

益と賢明に結び付けられるという条件の下でしか認められないことから、

大赦のある諸規定は、あらゆる攻撃から共和国ともになされた行為を守り、再び国有財産の売却の保証を認め、その維持は常に執政たちの関心の特別な対象であったのと同様、元老院にとってもそうであったことから、

元老院は以下のように定める。

第一章 亡命貴族の人身にかんする諸規定

第一条 大赦は、亡命の事実にたいし、その罪に問われ、「亡命者リストから」決定的に削除されていないすべての個人に認められる。

第二条 前述の個人でフランスにいない者は、共和暦一年ヴァンデミエール一日「一八〇二年九月二三日」以前に帰国しなければならぬ。

第三条 彼らの帰国の際、彼らは、この目的のためにカレー、ブリュッセル、マインツ、ストラスブル、ジュネーヴ、ニース、バイヨンヌ、ペルピニャン、そしてポルドーの町に派遣された親任官の前で、大赦によって共和国の領土に戻ることを宣言する。

第四条 この宣言に続いて、憲法により成立された政府に忠実であり、直接的にも間接的にも、国家の敵とのあらゆる交際も通信も続けなるとの宣誓が行われる。

第五条 外国の実力、要職、称号、勲章、俸給、年金を受け取った者は、同じ親任官の前でそれを宣言しなければならず、また、それらをはっきりと放棄しなければならない。

第六条 彼らが共和暦一年ヴァンデミエール一日より前に帰国し、また先の諸条文により記載された条件を満たすことがなければ、彼らはこの大赦を失ったままであり、さらに亡命貴族リストに決定的にとどめられる…。

第七条 現在フランスの領土にいる者は、「大赦の」権利の剥奪と亡命貴族リストへの決定的な維持という同じ刑罰をもって、こ

の法律の公布から数えて一ヶ月以内に、彼らのいる県の県会に席を占める知事の前で、同じ宣言と宣誓そして放棄をしなければならぬ。

第八条 (省略)

第九条 (省略)

第一〇条 以下の者はこの大赦から除外される。一 反共和国の武装集会の首領であった個人。二 敵の軍隊において階級をもっていた個人。三 共和国の成立以降、かつてのフランスの君主たちの屋敷で要職を維持していた個人。四 内戦あるいは対外戦争の主導者または密偵であった、もしくは現在そうであると知られている者。五 共和国への裏切りで有罪とされた陸軍もしくは海軍の指揮官、ならびに人民の代表「議員」。また、合法的権威を無視して辞職を拒否した大司教もしくは司教。

第一一条 前条で指名された個人は、決定的に亡命貴族リストにとどめられる。しかしながら、その人数は一〇〇〇名を超えることはなく、また、うち五〇〇名は共和暦一〇年の間に必ず指定される。

第二二条 大赦された亡命貴族は、共和暦九年ヴァンデミエール二八日の執政のアレテ以来決定的に「亡命者リストから」除去され、削除された者と同様に、削除、除去、もしくは大赦の証明書の交付の日から一〇年の間、政府の特別な監視の下に置かれる。

第二三条 (省略)

第二四条 (省略)

第二五条 (省略)

第二章 財産にかんする諸規定 (省略)

(Duvergier, *op. cit.*, t. 13, pp. 397-401.)

⑧ Thiers, *Adolphe, Histoire du consulat et de l'Empire*, t. 1, Paris, 1845, p. 207.

- (30) Duvergier, *op. cit.*, t. 14, p. 416.
- (31) Legoux, Jules, *Du droit de grâce en France comparé avec les législations étrangères: commenté par les lois, ordonnances, décrets, lettres patentes, déclarations, édits royaux, arrêts de parlements, de la Cour de cassation et de cours impériales, avis du Conseil d'état, décisions et circulaires ministérielles, instructions de l'administration de l'enregistrement, etc. depuis 1349 jusqu'en 1865*, Cotillon, 1865, pp. 154-157.
- (32) Merlin, Philippe Antoine, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence, ouvrage de plusieurs jurisconsultes, réduit aux objets dont la connaissance peut encore être utile, et augmenté 1°. des changements apportés aux lois anciennes par les lois nouvelles, tant avant que depuis l'année 1814; 2°. de dissertations, de plaidoyers et de réquisitions sur les unes et les autres*, t. 7, Paris, 1827, pp. 283-284.
- (33) ジャンヌ・ラコンブにたいする恩赦状(一八〇六年八月九日)
- ナポレオン、神の恩寵と帝国の諸憲法によりてフランス人の皇帝なり。ボルドーに所在する、ジロンド県の朕の刑事司法法院を構成する院長およびその構成員たちへ。朕はピエール・グルローの妻で、三〇歳の、ボルドーの下宿屋のおかみで、共和暦九年ブリュメール一五日の貴院の判決により、家事使用人による窃盗の共犯の罪で懲役八年の有罪判決を言い渡され、ボルドーの監獄に収監されていた、ジャンヌ・ラコンブの、朕の恩赦状を得るための嘆願を受けた。また、朕はさまざまに事情がその人に朕の仁慈の効果を感じさせるに至らせうと認めたため、朕は一八〇六年八月九日に、サン・クロードの朕の宮殿におけるコンセイユ・ブリヴェに、帝国の大書記長(archichancelier)と財務總監(architrésorier)である公たち(princes)と、朕の大判事つまり司法大臣と、朕の外務大臣と内務大臣、すなわち元老院議員のペリニヨン元帥とドラプラス氏、朕のコンセイユ・デタ評定官のレニョー・ド・サン・ジャン・ダンゲリ氏とドフェルモン氏、朕のコンセイユ・デタ評定官で破棄院長のミュラール氏、そして同法院の部長評定

官パリス氏を招集し、朕の大判事つまり司法大臣の報告とコンセイユ・プリヴェエの他の構成員の意見を聞いた後、法律の厳しさよりも慈悲を好むことを望み、朕は完全に全体的な (*pleine et entière*) 恩赦を前述のピエール・グルローの妻ジャンヌ・ラコンブに与えることを宣言したし、宣言する。ただし、私訴原告人の権利は全く損なわれない。

この書状が、帝国の玉璽を押印され、前述の法院に派遣された朕の検事長による受領から数えて三日以内に、書状を得た者が連れてこられ、直立し帽子を取って読み上げを聞く公開の法廷で行われる提示があなたがたになされ、続いて前述の書状が、同じ検事長の要請により、有罪の法院判決の原本の余白に記載された注釈とともにあなたがたの登録簿に写し取られることを命ずる。

サン＝クロードにて、帝国の玉璽の下一八〇六年八月九日に与える。

(AN BB³⁰ 180)

なお、このカートンには全部で三六〇通の書状が収められている。

(34) AN BB²¹ 78; Demande en grâce de Philippe Barts et al.

(35) 石井三記「フランス民法典の運命」(石井三記編『コード・シヴィルの二〇〇年』創文社、二〇〇七年、所収 七ページ)。

(36) Yaya, Isabel, Napoleon as Lawyer: The Renewal of an Enlightened Political Motif for the Iconographic Program of the Louvre's Cour Carrée, *French History*, v. 25, n. 3, 2011, pp. 321–322.

第五章 恩赦の近代史

第一節 法令に見る近代以降の恩赦

（一）憲法に規定される恩赦権

一九世紀、恩赦は憲法に規定されるようになった。恩赦にかんする条文をもつのは、まず、復古王政期の一八一四年六月四日の憲章。次に、ナポレオンの一〇〇日天下の際の、一八一五年四月二二日の帝国憲法付加法。七月王政期の一八三〇年八月一四日の憲章。一八四八年一月四日の第二共和制憲法。ルイ＝ナポレオン・ボナパルトによるクーデタ後に定められた一八五二年一月一四日の憲法。さらに、第二帝政の成立を宣言した一月七日の元老院議決。それを修正した二月二五日の元老院議決。それから、一八七〇年五月二一日の帝国憲法を定める元老院議決。そして、第三共和制憲法と呼ばれる三つの法律のひとつである、一八七五年二月二五日の法律である。

一八一四年の憲章は、前文でアンシャン・レジームとのつながりを強調した。この憲章は、第五七条により「すべての正義は国王から発する」と定めたとうえで、第六七条で国王による恩赦と減刑の権利を規定した⁽¹⁾。これらの条文から、この憲章が想定していたのは、アンシャン・レジーム的な恩赦であると考えることができる。また、この恩赦は、宗教的な意味合いも帯びていた。復古王政成立時の国王ルイ一八世（在位一八一四年～一八二四年）は、「宗教は朕に殺人犯を赦すよう勧めうるのである」という言葉を残しているのである⁽²⁾。

復古王政は、一八一五年三月二〇日から六月二二日まで、ナポレオンの一〇〇日天下により中断した。この

時定められた、帝国憲法付加法第五七条は、皇帝に、あらゆる犯罪に恩赦を行う権利と大赦を認める権利を与えた。⁽³⁾

一八三〇年の憲章第五八条は、一八一四年の憲章と同じように、国王による恩赦と減刑を認めた。⁽⁴⁾ また、国王ルイ・フィリップ（在位一八三〇年～一八四八年）は積極的に恩赦を与え、一八三〇年九月二七日の通達からは、死刑判決の場合には、たとえ嘆願がなかったとしても、恩赦の可能性が検討されることとなった。⁽⁵⁾ カルバツスによれば、その背景には国王の死刑嫌いがあった。また、国王にとって恩赦は義務でさえあった。⁽⁶⁾ しかしながら、それは、国王が憐憫の情に突き動かされるままに恩赦を与えていたことを意味するわけではなく、この頃から、恩赦に大臣の関与が求められるようになった。⁽⁷⁾

一八四八年になると、再び共和制が敷かれ、恩赦権は大統領の手に委ねられた。また、第二共和制憲法は、それまで曖昧になっていた恩赦と大赦の区別を明確化し、大赦は法律により行われることを明らかにした。さらに、恩赦を行うには、コンセイユ・デタの意見を聞かなければならないとした。⁽⁸⁾ この合議体は、一八四九年の内部規則により、恩赦にかんする意見を表明する方法を定めている。それによれば、一年の拘禁刑以下の場合、コンセイユ・デタの立法部門から選出された五名が、それ以上の刑罰であれば、立法部全員が諮問に参加し、死刑、終身刑、政治犯への恩赦の場合は、コンセイユ・デタ総会 (*assemblée générale*) で諮問を行わなければならない。⁽⁹⁾

その後、一八五一年二月二日のクーデタ、同月二〇日から二一日にかけての国民投票を経て、ルイ・ナポレオン・ボナパルトが政権の座につくと、一八四八年憲法は改正された。この時定められた、一八五二年一月四日の憲法第九条は、「彼「共和国大統領」は恩赦を行う権利をもつ」とだけ規定し、⁽¹⁰⁾ 議会の大赦権や恩赦への制

限を撤廃した。ただ、この年の三月二六日には、三名の特別政府委員に政治犯への恩赦権が委ねられている。ルイ・ナポレオン・ボナパルトの恩赦権は、この年の一月七日の元老院議決により、帝政が宣言された後も維持された。⁽¹³⁾ さらに、一月一四日の憲法を修正した、一月二五日の元老院議決は、第一条で、皇帝が恩赦を行い、大赦を認める権利を規定した。⁽¹⁴⁾ これをさらに修正した、一八七〇年の元老院議決第一六条も同様であった。⁽¹⁵⁾

帝政は普仏戦争の敗北により崩壊し、一八七〇年九月四日に共和制が宣言された。この時、臨時国防政府が組織され、恩赦権は、九月七日のデクレにより、一時的に司法大臣に委ねられた。⁽¹⁶⁾ その後、一八七一年六月一七日には、大臣会議の議長の手で恩赦権が委ねられ、議会に大赦権が与えられた。しかしながら、恩赦はコミューンにかんする犯罪にしか認められなかった。さらに、大臣会議の議長と、議会から派遣された一五名からなる恩赦委員会との合意が必要とされた。⁽¹⁷⁾ 委員会はこの年の六月三〇日に発足したが、一八七六年三月八日に、国民議会の解散とともに姿を消した。⁽¹⁸⁾

第三共和制憲法も、執行府が恩赦を、議会が大赦を行うという形を維持した。⁽¹⁹⁾ しかしながら、この憲法は、大統領による恩赦の範囲や制限を設けてはいなかった。とはいえ、一八七五年二月二五日の法律第三条第六項は、共和国大統領のあらゆる行為に、大臣の副署が必要であると定めており、大統領は全くの専断により恩赦を行うことができたわけではなかった。さらに、翌年の五月には、司法大臣を首班とする議会外の委員会が設置された。ただ、この委員会には諮問の権限しか与えられず、一八七九年三月三日に、パリ・コミューン期のすべての犯罪にたいする大赦が行われると同時に解散した。⁽²⁰⁾

以上、一九世紀の諸憲法の恩赦にかんする規定の変遷を簡単にたどってみた。これらの規定を見る限りでは、君主制の時期には、君主による広範かつ専断的な恩赦が認められ、共和制の時期には、コンセイユ・デタや恩赦

委員会による諮問などの制限が設けられる傾向があるように思われる。しかしながら、恩赦が実際に与えられる手続きに注目してみると、君主制の時期と共和制の時期にはそれほど決定的な違いは見られない。次は、第二帝政期と第三共和制期の恩赦の手続きを簡単に比較し、検討したい。

(二) 一九世紀の恩赦手続き

恩赦は、古来嘆願により与えられることが多かったが、一九世紀においてもそれは同じである。嘆願は基本的に、第二帝政期には皇帝一族、第三共和制期には大統領に向けて行われたが、両方の時代とも、大臣に行われることもあった。⁽²¹⁾ 嘆願を行うのは、多くの場合は罪人自身であったが、それ以外に家族や友人なども可能であった。⁽²²⁾ さらに、事件を担当した陪審員による恩赦嘆願も可能であった。⁽²³⁾ 裁判官も、当該事件の担当でなければ、嘆願者に有利な情報を個人的に司法大臣に書き送ったり、嘆願状の隅に書き込みをしたりすることができた。⁽²⁴⁾

死刑の場合には、嘆願がなかったとしても、恩赦の可能性が検討された。恩赦嘆願が行われなかった時には、第二帝政においては、検事長が司法省に、帝国検事が帝国法院検事局に、当該受刑者の恩赦の可能性にかんする報告を送付した。⁽²⁵⁾ 第三共和制期になると、重罪院長が司法大臣に書状を送付するようになった。また、第二帝政の頃も第三共和制の頃も、死刑以外の刑罰の場合、重罪院は会期の終わりに、自分たちが扱った事件にかんする恩赦の可能性を司法大臣に報告することになっており、この作業を通じて恩赦が与えられることもあった。⁽²⁶⁾

嘆願状には、有罪判決の原因となった事件の内容、判決を言い渡した裁判所、判決の日付、嘆願の根拠となる理由などが書かれた。できあがった嘆願状は、司法省の恩赦部と呼ばれる特別な部署に送られる。この後、恩赦の可否について審理が行われる。⁽²⁷⁾ 一八七五年六月二五日以前には、審理に至る前に恩赦が却下されることもあつ

たが、この日出された通達により、一部の場合を除いて、審理をすることなく嘆願を切り捨てることは禁じられた。⁽²⁸⁾ 審理の始めには、判決を言い渡した場所の検事長に嘆願状が送付され、有罪判決が下された日、それを言い渡した裁判所、刑罰、収監の場所、嘆願者の氏名・職業・年齢などの説明が求められる。⁽²⁹⁾ また、審理では、市町村や監獄への問合せなどにより罪人の素行にかんする情報も集められる。この作業は、第二帝政期には判決を言い渡した裁判所の検事局により行われたが、第三共和制においては検事長によっても行われた。⁽³⁰⁾

その後、検事長は自らの意見を付して報告を行う。第二帝政においては、報告は司法大臣に行われ、彼の決定に基づいて皇帝に恩赦状への署名が求められた。⁽³¹⁾ 第三共和制になると、検事長の報告は恩赦部に向けて行われ、ここで新たに報告書が作成され、司法大臣へ送付された。⁽³²⁾ また、死刑判決の場合、一八四〇年ごろには、司法大臣が大臣官房長 (*chef de cabinet du ministre*) や部長などからなる省内の評議會を開き、ここで出された意見に基づいて、皇帝あるいは大統領に報告を行い、最終決定へとつなげるようになった。⁽³³⁾ おそらく、一八七一年と七六年の恩赦委員会が活動したのも、司法大臣への報告後の段階であっただろう。

完成した恩赦状は、かつては裁判所での認可手続きを経て初めて効力をもったが、一九世紀になると、認可手続きの意義は著しく低下した。一八四二年五月二二日の通達により、死刑以外の場合には、認可手続きが行われなくなったのである。⁽³⁴⁾ さらに、アンシャン・レジームにおいては、たとえ恩赦状が得られたとしても、裁判所がそれを認可せず、反故にしてしまう可能性もあったが、今や認可手続きは単なる形式となった。認可を行うのは、当該事件を管轄した法院で、法院の構成員全員と検事長が出席し、公開で行われた。手続きの内容は、かつて行われていたものとはほとんど同じである。受益者は直立、脱帽した状態で出席し、恩赦の決定が読み上げられるのを聞いた後、法院長による書状の認可の宣言を経て、希望があれば恩赦状の謄本が与えられる。死刑判決以

外の場合には、恩赦の通知は検事長などから行われるが、この時恩赦状は与えられない。その代わり、受益者は恩赦の事実が書き足された原審判決の抄本を手に入れることが可能であった。ただ、それを請求するには、受益者自身が費用を払わなければならなかった。⁽⁸⁾

以上、第二帝政期と第三共和制期の恩赦手続きをおおまかに確認した。それによれば、恩赦までの手続きには大きな違いはなかった。また、両方の時期を通じて、死刑や重罪の場合には積極的に恩赦の可能性が検討され、時には、嘆願がなかった場合でさえ職権的に恩赦が与えられたことにも注目したい。このことから、一九世紀には、刑罰の緩和のためにも恩赦が用いられていたことがわかる。たしかに、アンシャン・レジームにおいても、赦免が正当防衛や過失による殺人にたいする死刑を回避するために用いられていた。ただ、アンシャン・レジームの恩赦は、儀式的な認可手続きを経なければ与えられず、また、こうして与えられた書状には、国王の署名と玉璽が添えられており、赦された人々にとって、それはあくまで国王の慈悲であった。一方、一九世紀においては、認可手続きは形骸化し、死刑以外の場合には恩赦状さえ与えられなくなった。したがって、この時代、恩赦は為政者の慈悲という性格を薄めていったのである。

注

- (1) 第六七条「国王は恩赦を行う権利と、減刑をする権利を有する。」Duvergier, *op. cit.*, t. 19, pp. 85-86. 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』、法律文化社、二〇〇三年、二二八―二二九ページも参照。
- (2) Boissy, Gabriel, *Les pensées des rois de France*, Paris, 1955, p. 374.
- (3) 第五七条「皇帝は、軽罪についてのをも、恩赦を行い、また、大赦を認める権利を有する。」Duvergier, *op. cit.*, t. 19, p. 485. 中村

前掲書「一三四ページも参照。

- (4) 第五八条「国王は恩赦を行う権利と、減刑をする権利を有する。」Duvergier, *op. cit.*, t. 30, p. 185. 中村前掲書「一四〇ページも参照。」

- (5) Picot, Georges, *Le droit de grâce, Rapport lu et discuté à la Société générale des prisons, le 28 juin 1899, Revue pénitentiaire. Bulletin de la société générale des prisons*, Année 23, 1899, p. 921, note 2; Legoux, *op. cit.*, pp. 181-182.

- (6) Carbasse, Jean-Marie, *Histoire du droit pénal et de la justice criminelle*, Paris, 2000, p. 416; Semet, Ernst, *Le droit de grâce, thèse pour le doctorat ès-science politique et économique de l'Université de Toulouse*, Toulouse, 1901, pp. 132-133.

- (7) Picot, *op. cit.*, p. 922.

- (8) 第五五条「彼「共和国大統領」は、恩赦を行う権利を有するが、コンセイユ・デタの意見を徴した後でなければこの権利を行使することはできない。」

大赦は法律によらなければ認められない。

司法高等法院により有罪とされた共和国大統領、大臣ならびにその他の者はすべて、国民議会によらなければ恩赦されない。」Duvergier, *op. cit.*, t. 48, pp. 586-588. 中村前掲書「一四七—一四八ページも参照。」

- (9) 一八五〇年六月一五日からは、終身労役刑の場合には、総会での諮問が必要ではなくなった。Semet, *op. cit.*, pp. 134-135.

- (10) Duvergier, *op. cit.*, t. 52, p. 21. 中村前掲書「一五四ページも参照。」

- (11) Duvergier, *op. cit.*, t. 52, pp. 263-264.

- (12) 第七条第一項。Duvergier, *op. cit.*, t. 52, p. 681. 中村前掲書「一五八ページ。」

- (13) Duvergier, *op. cit.*, t. 52, p. 765. 中村前掲書「一六〇ページも参照。」

説
論
(14) 第一六条「皇帝は、恩赦を行ひ、また、大赦を認める権利を有する。」Duvergier, *op. cit.*, t. 70, p. 126. 中村前掲書、一六三—一六四の参照。

(15) Duvergier, *op. cit.*, t. 70, p. 324.

(16) *Ibid.*, t. 71, pp. 119–121.

(17) Rulleau, Charles, *De la grâce en droit constitutionnel*, thèse pour le doctorat en droit, Bordeaux, 1911, p. 43.

(18) Picot, *op. cit.*, p. 927.

(19) 一八七五年二月二五日の法律第三條第二項「彼「共和国大統領」は、恩赦を行う権利を有する。大赦は法律によらなければ認められず。」Duvergier, *op. cit.*, t. 75, p. 49. 中村前掲書、一六八—一七〇も参照。

(20) Rulleau, *op. cit.*, p. 44; Poujand, Paul, *Des diverses formes du droit de grâce dans la législation criminelle de Rome. De l'amnistie en droit français*, thèse pour le doctorat en droit, Paris, 1885, p. 118.

(21) Legoux, *op. cit.*, p. 31; Sernet, *op. cit.*, p. 235.

(22) Sernet, *op. cit.*, p. 231.

(23) *Ibid.*, p. 234.

(24) Legoux, *op. cit.*, p. 29.

(25) *Ibid.*, p. 31.

(26) Sernet, *op. cit.*, p. 244.

(27) Legoux, *op. cit.*, pp. 32–33.

(28) Sernet, *op. cit.*, pp. 239–240.

- (29) Legoux, *op. cit.*, p. 163.
 (30) *Ibid.*, p. 33; Semet, *op. cit.*, pp. 242-243.
 (31) Legoux, *op. cit.*, pp. 46-47.
 (32) Semet, *op. cit.*, p. 248; Rulleau, *op. cit.*, p. 59.
 (33) Picot, *art. cit.*, pp. 925, 927-928; Rulleau, *op. cit.*, p. 60.
 (34) Legoux, *op. cit.*, p. 192.
 (35) Semet, *op. cit.*, pp. 254-258; Legoux, *op. cit.*, pp. 207-208.

第二節 一九世紀の恩赦をめぐる思想

恩赦はかつて、神に由来する君主の特権であった。フランス革命期の恩赦廃止が、王権の停止と結びつけられる傾向にあるのは、この認識が広く共有されているからである。この前提に従えば、共和制において、恩赦は存在しないはずである。しかしながら、これまで見てきたように、共和制においても、恩赦の制度は存続している。一八一四年の憲章により再び打ち出された恩赦の伝統的なイメージは根強く残り、共和制の時期にも、かつて国王が担った執行権を担当する大統領が恩赦を行うことが当然視されていたのである。また、形ばかりのものに過ぎなくなつたとはいえ、アンシャン・レジーム以来の認可手続きが、一九世紀にも維持されていたことから、旧来的な恩赦のイメージが生き残っていたことを見て取れる。しかしながら、その一方で恩赦は、時代を下るごとに、刑事政策の一種として捉えられるようになっていった。本節では、一九世紀の恩赦をめぐる、この

ような思想のうつりかわりについて検討したい。

(一) 恩赦の脱君主化？

恩赦と君主との結びつきの変化は、恩赦と大赦の関係についての議論から見取ることができる。というのも、恩赦とは違い、大赦は革命期に、議会によりその存在が強調され、その後も、議会により行われるものと考えられる傾向にあるからである。ところが、大赦と議会の結びつきは自明ではなかった。一八三九年七月一九日の破棄院判決は、一八三〇年の憲章の定める「恩赦」には、大赦も含まれると述べたのである。⁽¹⁾したがって、この判決によれば、恩赦も大赦も国王により行われる。この問題については、一八一六年からすでに議論が行われていた。ルイ一八世は、議会の関与なく出すことができるオールドナンスを利用して、大赦をしばしば行っていたのである。そして、この時には、大赦が国王に由来することが、議会の側にも当然視されていた。⁽²⁾

同じ議論は、一八三四年にも行われたが、ここではモランが、恩赦は国王の恩恵であるのにたいし、大赦は混乱の忘却であると同時に、法律の違反であると主張した。また、恩赦は濫用しえたとしても人々に許されるが、大赦は何の有用な結果ももたらさないと彼は言う。彼によれば、恩赦は人間性の前で王権をより偉大にする一方、大赦の権限は憲章のどこにも規定されておらず、また、権力分立に反しているのである。

それによれば、パジェスは恩赦権を根拠として国王の大赦権を主張することは詭弁だと述べた。というのは、いかなる権力も、法律による判決を免れさせることは不可能であり、それを行うには、新たな法律を制定する以外にはないからである。ゆえに彼は、大赦の権利は議会にあると考える。彼によれば、国王のオールドナンスは判決を消すものであり、法律を停止させることはできないのである。さらに、サドは恩赦と大赦の区別について、

それぞれの適用範囲を区別して議論している。彼によれば、恩赦は軽微な犯罪か、一人もしくは少数人数による犯罪に与えられる。それにたいし、大赦は集団による重大な政治犯罪で、長期にわたり行われたものに与えられるのである。⁽⁴⁾ また、ジャンヴィエは、恩赦と大赦それぞれの効果について論じた。

第三共和制期になると、議論はさらに変化する。一八七一年六月一七日の法律は、恩赦権は議会により大臣会議の議長に委任されると規定したのである。このことにかんして、六月二一日の議会で、マルセールは、公法学者たちは恩赦権が主権に属するとしているが、共和制においても執行府の長に恩赦権が行使されてきたと述べた。彼は、「主権の要素」である恩赦権は、あらゆる場合において「偉大な執行権の長」に与えられるべきだと考えていたのである。しかしながら、それは単に、彼が伝統的な恩赦権を支持していたからだけではない。彼が問題視していたのは、議会から選出された委員会が、パリ・コミューンに関係する政治犯への恩赦にかかわることであった。というのも、彼によれば、この委員会は匿名であるので、恩赦にたいする責任が消失するからである。

これにたいし、バドビーは、恩赦にかかわることを求められることは、責任を求められることと同じであると述べた。また、彼によれば、主権的権利を行使するのは議会である。そして議会は、その権利の一部を留保することも求められているが、原則的には権利を委任するのである。彼の議論は、アンシャン・レジームの留保裁判権を想起させる。しかしながら、かつて「主権のしるし」とされていた恩赦権は今や委任可能な権利となっているのである。

バドビーの発言にたいし、ベルトーは、恩赦権は常に王権に属すると考えられてきたと述べた。彼によれば、アンシャン・レジームにおいて、国王はすべての権力を一手に担っており、立法権としては、パルルマン法院の

法令登録によるコントロールの下にあったが、執行権としては何の制限も課されていなかった。つまり、パルマン法院は恩赦権をコントロールしようとするとはなかった。さらに彼は、一九世紀以降のあらゆる憲法や法令は、執行府が恩赦権をもつことを前提としていると言った。

これに反論して、バドビーは、執行権の長が選挙ではなく、議会によって選出されることを理由に、議会が唯一の主権者であって、執行府は罷免される委任官僚 (*délegue révocable*) に過ぎないと主張した。彼によれば、執行府がもつあらゆる権力は、議会により委任されており、恩赦権も例外ではないのである。⁶⁾

ところで、この法律は、議会の大赦権についても規定している。それと同時に、パリ・コミューン下の犯罪に恩赦を行うには、議会から選出された委員会の同意が必要であるとしており、ここから、恩赦にも大赦にも議会の意向が反映されたことがわかる。しかも、この法律によると、執行府と立法府の意見が合わなかった場合、恩赦は却下されるが、ここに定められている恩赦の嘆願は、まず司法大臣により審査されてから委員会にかけられるので、両者が合意に至らなかった場合とは、委員会が反対した場合に限られる。したがって、事実上、恩赦も大赦も議会の判断により決定されるのである。

かつて「神の権利」と呼ばれ、国王に独占された恩赦権は、フランス革命に伴い、恩赦と大赦に分離され、また、共和制の成立により、議会をその源泉とするようになったのだろうか。必ずしもそうではなく、恩赦と君主との結びつきはその後も根強く残っていく。一八七九年三月三日の、パリ・コミューンの反乱にたいする大赦についての国民議会での議論の際、ルイ・ブランは、大赦は共和的本質をもち、恩赦は君主制的な性格をもつと述べた。彼によれば、政府は大赦により強化され、威信を得る。では、共和制においては共和的な大赦が用いられるということになるのだろうか。そのようなことはなかった。というのも、同じ議論の中で、アンドリュールは、

大赦は恩赦に従属すると主張し、司法大臣ル・ロワイエも、大赦は恩赦の結果に過ぎないと述べ、法文は彼らの意見を採用したのである。⁽⁶⁾

(二) 刑事政策としての恩赦

恩赦と君主との結びつきの弱まりは、ギゾーの『政治の分野における死刑について』(一八二二年)第一〇章に見て取ることができる。彼によれば、恩赦は純粹に君主的な権利であるというわけではなく、大臣の責任を伴う。しかし、フランス革命期の憲法制定国民議會は、この点を見誤ったために、恩赦を廢止するという大きな間違いを犯した。彼によると、立憲君主制において、国王の不可侵性が大臣の責任に基づいている時には、彼らの責任なしに、国王はいかなる権力ももたず、いかなる行為もなすことができない。恩赦は、君主の個人的好意に過ぎないものではなく、国王裁判権の名残である。かつて国王の手に委ねられていた裁判権は、社会の發展とともに彼の手から離れ、赦す権利だけが残されたのである。そして、正義を必要とした社会は、恣意の危険を避けるために、確固たる法律や、独立した裁判官を作り出し、判決から個人の意思を排しようとした。ところが、法律はすべてを包含することができず、その不備を補うために、ふたたび人の良心を用いることとなった。この良心というのが、恩赦である。

人間は、この循環から逃れることはできないので、恣意が必要であることを受け入れ、責任を付与することで、それを改善しなければならぬ。実際、国王は恩赦を行う際、大臣たちの意見に従っているし、嘆願は、国王の手に渡る前に、司法省で検討されている。ギゾーにとって、恩赦はもはや、君主の特権というよりは政治的道具である。また、彼によれば、恩赦は政治犯に限られるべきである。というのも、政治犯には冤罪がありえ、さら

に、この犯罪への恩赦は、普通犯の場合とは異なり、裁判の権威や法律の信頼性を揺るがせにはしないからである。そのうえ、恩赦があれば、陪審員や裁判官は厳しい判断をすることに躊躇せず、自由に判断を下すことができるのである。⁷⁾

法律を補うための刑事政策的な恩赦という考えは、一九世紀末の思想にも見て取ることができる。一八九九年六月二八日の全国監獄協会で、ピコは、伝統による正当化がなければ、恩赦は組織化された社会のあらゆる原理と矛盾しているとの批判を加えながらも、人間の理性は、誤りや思いがけない出来事を回避したり予測したりすることはできないことをふまえ、誤りからの救済手段あるいは悔い改めへの褒美としての、恩赦の存在を認めている。彼によると、仮に完全な政府と誤りえない司法が存在すれば、恩赦廃止論は魅力的である。しかし実際には、法律や裁判官がすべてを予測することは不可能であり、恩赦が必要となる。ところが、恩赦は濫用に結びつきやすい。そこでピコは、恩赦委員会の設置を提案する。

恩赦委員会は、コンセイユ・デタ評定官、破棄院評定官各二名と、司法省の部長らからなり、司法大臣に恩赦状への副署を求める時に意見を提出する。委員会は、毎週四〇名から五〇名の候補者の名前を記載したデクレ案と、五〇冊の資料を参照し、事件の重大さの順に、その場で意見を述べるのである。あるいは、委員会は担当を一人選んで資料を検討し、次回に報告を行うこともできる。これらの意見は、理由を明示したうえで、司法大臣の最終決定へつなげる。こうして判断された恩赦は、委員会意見の要約とともに官報に公開される。

前述のように、このような諮問機関は、それまでにも一八七一年と一八七六年の二回設置されていた。それに、一八四九年にも、コンセイユ・デタが、同様な役割を担うことが定められていた。ところが、コンセイユ・デタは、一年当たり、平均して八〇〇〇件近くの事件を扱い、一八七一年の委員会は、六月三〇日から一八七六

年三月八日までに受理した六六四六件の事件のうち、およそ半数の三二二四件に恩赦を認めた。死刑判決に限って言えば、その数は全一〇件のうち八四件に上った。一八七六年の委員会も、一八七九年の廃止までに、およそ三五〇〇人の恩赦を認めた。つまり、恩赦の乱発に歯止めをかけるために成立したはずの委員会は、十分に機能しているとは言えなかつたのである。しかし、ピコによれば、新たな委員会を置くことで恩赦にも判例ができ、これにより、大統領は固定的で保証された恩赦が可能になるし、誤りも少なくなる。また、委員会はむやみやたらな嘆願や議員たちの介入を防ぎ、司法大臣の良心と責任を守ることができる。さらに裁判所は、突然の気まぐれな恩赦により判決を無効にされることがなくなり、支持者を容疑者とされた政治家の復讐から身を守ることまでできるのである。⁸⁾

一方、タルドは恩赦裁判所の設置を提案した。彼によれば、恩赦は長い間、主権者の恣意的な権利の行使と考えられてきたが、今や、ますます法的な性格をもつようになってきている。というのも、恩赦は執行猶予や仮釈放と密接に関連しているからである。これらの制度は恩赦が枝分かれしたものである。執行猶予は、裁判官により条件を付して与えられる、事前の恩赦とすることができ、恩赦をほとんど、あるいは全く法的なものにする。また、仮釈放は、一八八五年の成立以来、恩赦嘆願の数を減少させている。こうして、恩赦は大統領の気まぐれではなく、判例を参照して、理由をつけた意見により行われるようになるのである。このような意味での恩赦が発展すれば、恩赦裁判所を置くことが重要となるだろう。ここで恩赦の理由が明示されることにより、裁判される側にたいする保証ができるのである。また、大統領は恩赦裁判所よりも厳しい判断を下すことはないので、恩赦裁判所と大統領の意見が異なるのは、裁判所が恩赦を却下した時に限られ、意見の不一致が続いた場合には、裁判所の側が辞職をすることで、大統領の濫用を牽制することができるのである。⁹⁾

ただ、実際には恩赦委員会や恩赦裁判所が成立することはなかった。それどころか、仮釈放が恩赦に取って代わるとして恩赦不要論を唱えた参加者もいた。さらに、ちょうど同じころ、イタリアでも、ロンブローゾやガロファールといった論者が恩赦批判を繰り返り広げていた。次節では、一九世紀末の恩赦廃止論について検討する。

注

- (1) Rulleau, *op. cit.*, pp. 48–49.
- (2) Viaud, Jean, *Le droit de grâce à la fin de l'Ancien Régime et son abolition pendant la Révolution*, thèse pour le doctorat en droit de l'Université de Paris, Paris, 1906, p. 184.
- (3) Poujaud, *op. cit.*, pp. 112–113.
- (4) *Monteur*, 30 décembre 1834.
- (5) Rulleau, *op. cit.*, pp. 40–43; Duvergier, *op. cit.*, t. 71, p. 120, note 1.
- (6) Duvergier, *op. cit.*, t. 79, pp. 40–41, 44, 47. なお、この時に grâce amnistiante が初めて行われたと言われている。Conan, Mathieu, *Amnistie présidentielle et tradition*, *Revue du droit public*, n° 5, 2001, p. 1309, note 22.
- (7) Guizot, François, *De la peine de mort en matière politique*, Paris, 1984, pp. 193–198.
- (8) Picot, *op. cit.*, pp. 926–933.
- (9) *Ibid.*, pp. 946–947.

(本研究は平成二三年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の補助を受けた研究の一部である。)